

農地転用等の通知

この度、下記の土地についての農地法第 条第 項第 号規定による（許可の申請届出）にあたり、地区除外等処理規程第2条に基づきあらかじめ通知します。

なお、同規程第3条の申し入れ事項等については別途協議し、第6条の決済金については所定の方法によりこれを納付します。

平成 年 月 日

転用組合員住所

氏名

印

転用関係者住所

氏名

印

東和土地改良区理事長 様

記

1 土地

単位：m²

字名	地番	地目	用途	面積	転用面積	転用目的	転用年月日	備考

2 位置図

3 地番図

4 地積測量図

5 農業委員会（道知事）に（転用許可申請書・転用届出書）を提出しようとする日

平成 年 月 日

地区除外申請書

平成 年 月 日通知に係る土地につき平成 年 月 日以降これを
転用するので、土地改良区から除外されたく申請する。

平成 年 月 日

転用組合員住所
氏名

印

転用関係者住所
氏名

印

東和土地改良区理事長 様

農地転用地区除外等に伴う申し入書

平成 年 月 日付農地転用等の通知及び意見書の交付願いに対し、地区除外等
処理規定第3条に基づく次の事項を遵守せられたく申し入れます。

平成 年 月 日

転用組合員 様

転用関係者 様

東和土地改良区理事長

1. 土地の所在

(単位：㎡)

字名	地番	地目	地積	転用目的	備考

2. 遵守事項

1. 土地改良施設の利用を害さないため工事を施行すること。この場合宅道その他の必要
上土管理設等の施設を要するときは、改良区の指示にもとづいて工事を施行すること。
2. 転用地に面する水路等に破損を生じたときは、当土地改良区の指示にもとづき転用組
合員又は転用関係者の責任において復旧工事を行うこと。
これに起因する紛争は、転用組合員又は転用関係者において解決をはかること。
3. 汚濁物を水路へ流入投入しないこと。
4. その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項については当土地改良区の指示にもと
づき必要な措置をとること。

上記申し入事項について充分遵守します。

平成 年 月 日

東和土地改良区理事長 様

転用組合員

印

転用関係者

印